

省 令

○財務省令第八号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第百十四号)の一部の施行に伴い、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十七条及び被用者年金制度の一元化等を行うための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第百二十七条の規定に基づき、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正)

第一条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令(平成二十八年財務省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三条第一項」を「第一条第一項」に、「第六条」を「第四条」に改める。第二条第一項中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十六条」を「第十四条」に改める。

(障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者等の届出に関する経過措置)

第二条 受給権者(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づく公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施

行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十九年政令第三十七号。以下「経過措置政令」という。)第二条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者(同項に規定する継続短時間労働被保険者(以下単に「継続短時間労働被保険者」という。))に限る。又は経過措置政令第五条に規定する老齢厚生年金の受給権者(継続短時間労働被保険者であつて、同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより当該繰上げ調整額が加算されているものを除く。)の受給権者であるものに限る。)に限る。は、この省令の施行の日(経過措置政令第二条第一項第二号に掲げる者にあつては、同号に規定する受理日。次条第一項において同じ。)以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号(次条第一項第二号において単に「基礎年金番号」という。)
三 老齢厚生年金の年金証書の記号番号
四 老齢厚生年金の年金証書の年金コード
五 継続短時間労働被保険者に該当する旨
六 その他必要な事項

2 前項の届出書を提出する場合には、同項第五号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。(障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者等の届出に関する経過措置)

第三条 受給権者(経過措置政令第十四条第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者(継続短時間労働被保険者に限る。))又は経過措置政令第十五条に規定する退職共済年金の受給権者(継続短時間労働被保険者であつて、被用者年金制度の一元化等を行うための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)附則第十二条の六の三第一項に規定する繰

上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。)は、この省令の施行の日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
二 基礎年金番号
三 退職共済年金の年金証書の記号番号
四 継続短時間労働被保険者に該当する旨
五 その他必要な事項

2 前項の届出書を提出する場合には、同項第四号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。
附則
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十九号
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条の四及び第六十六条の八第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日
厚生労働大臣 塩崎 恭久
労働安全衛生規則の一部改正

第一条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「毎月一回」の下に「(産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回)を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

第五十一条の二に次の一項を加える。
3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

第五十二条の二に次の一項を加える。
3 事業者は、第一項の超えた時間の算定を行うつたときは、速やかに、同項の超えた時間が一月当たり百時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。
(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第三十条の二に次の一項を加える。
2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。
第三十一条の二に次の一項を加える。
2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。
(鉛中毒予防規則の一部改正)

第三条 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
第五十四条の二に次の一項を加える。
2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。
(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)

第四条 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
第二十三条の二に次の一項を加える。
2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。
(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第五条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
第四十条の二に次の一項を加える。
2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。
(高気圧作業安全衛生規則の一部改正)

第六条 高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号)の一部を次のように改正する。
第三十九条の二に次の一項を加える。
2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

第三十九条の二に次の一項を加える。
2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。